

浜松市では、地震や大雨等の災害で被災された方々への支援として、各種制度を設けています。

本制度については、災害規模や被害程度によっては適用しない場合もあります。実際の災害時には、災害発生後に公表する市の特設ページをご覧ください。

支援制度の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

～被災者支援に関する各種制度について～



浜松市

目次	
～被災者支援に関する各種制度について～	1
まず、はじめになにをすればいいの？	3
り災証明書・被災証明書の申請	4
浜松市の災害支援制度一覧	5
1.弔慰金・見舞金等の支給に関する支援	7
(1)災害弔慰金	7
(2)災害障害見舞金	7
(3)災害見舞金	8
(4)被災者生活再建支援金	8
(5)義援金	9
2.住宅に関する支援	10
(6)住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）	10
(7)障害物の除去（災害救助法適用の場合）	11
(8)応急仮設住宅の供与（災害救助法適用の場合）	11
(9)市営住宅の一時使用	12
(10)消毒液の配布	12
3.各種減免等に関する支援	13
(11)税・料・サービス利用料などの猶予・減免	13
4.貸付支援	14
(12)災害援護資金の貸付け	14
(13)災害復旧資金の貸付け（事業者）	14
5.その他の支援	15
(14)災害廃棄物の処理手数料の減免等	15
(15)被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（災害救助法適用の場合）	15
(16)学用品の給与（災害救助法適用の場合）	15
(17) 災害に便乗した悪質商法等の相談	16
6.浜松市以外の災害支援制度一覧	17
国・県税の特別措置	17
その他	17
7.問い合わせ先リスト	19
支援制度に関する問い合わせ先	19
消防の問い合わせ先	20
その他災害に関する問い合わせ先	21
8.参考・関連リンク	22

## まず、はじめになにをすればいいの？

### (1) 住家等に被害が生じた場合は、その状況が分かるよう屋内外を写真や動画を撮影しましょう。

写真や動画は、「り災証明書」の申請や保険（共済）の請求に際し、住家の被害等を証明するために必要になります。片付け、修理の前に、被害の状態を写真や動画で記録しましょう。

※住家とは、現実に住居するために使用している建物のことです。

※撮影に際しては、必ず周囲の安全確認、ご自身の安全を確保したうえで行ってください。



### (2) 住家等の被害の程度を証明する書面（「り災証明書」や「被災証明書」）の交付の申請（P4参照）をしましょう。

調査員が現地調査を行い、住家の被害の程度を判定します。

参考）自己判定方式

住家の損害割合が明らかに 10%未満であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という判定結果に同意できる場合、調査員による現地調査は行わず、申請者ご自身が撮影した写真により被害認定「自己判定方式」を行います。

※自己判定方式によるり災証明書の交付申請はオンラインでも申請が可能です。ただし、被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の場合に限ります。

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40～50%未満
中規模半壊	30～40%未満
半壊	20～30%未満
準半壊	10～20%未満
準半壊に至らない（一部損壊）	10%未満

### (3) 被害の認定の結果によって、公的な支援が受けられます。

被害認定結果に応じて、各種支援制度（P5以降参照）に申込をしましょう。また併せて、ご自身の加入されている保険なども利用していきましょう。

## り災証明書・被災証明書の申請

り災証明書や被災証明書はご自宅や事業所などが被災されたことを証明する書類です。  
各種支援制度を受ける際にも必要になる場合があります。 早めの申請をお願いします。  
 なお、被災した対象物によって、受付窓口が異なりますので以下をご参考ください。  
 ※申請受付の開始情報については浜松市のホームページをご覧ください。

証明書名称（分類）	概要	受付窓口
り災証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 被害の程度は、市による被害認定調査又は被災者自身による自己判定方式により、認定されます。 ※自己判定方式に限りオンライン申請が可能です。ただし、被害の程度は「準半壊に至らない（一部損壊）」に限ります。	社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0176 西行政 053-597-1159 南行政 053-425-1485 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018
被災証明書	被災した住家で、居住実態のない貸家の所有者などに交付し、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。 ※自家用車両や動産、工作物等は、対象外となります。ご契約先の保険会社等にお問い合わせください。	市民税課 053-457-2144 ※災害の規模によっては窓口が変更になる場合がありますので、災害時には市公式ホームページをご確認ください。
被災証明書（事業者）	災害により被災した事業用資産の所有者に対し、対象物の被害について、現場確認、写真などで被害の状況を確認できるものについては、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。	産業振興課 053-457-2281 中央区 053-457-2779 東行政 053-424-0115 西行政 053-597-1117 南行政 053-425-1120 浜名区 053-585-1151 北行政 053-523-1114 天竜区 053-922-0033
被災証明書（農業者）	災害により被災した農作物、農業用施設、農業用機械などを直接又は写真などで確認できたものは、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。	農業振興課 053-457-2331 中央区 053-457-2331 浜名区 053-585-1117 北行政 053-523-1113 天竜区 053-922-0030

※火災が原因によるり災証明書はの問い合わせ先につきましては、P20 参照をご参考ください。

# 浜松市の災害支援制度一覧

詳細はP7以降をご確認ください。

令和8年4月1日時点

区分	No.	り災証明書等区分 支援制度	被害の程度					問い合わせ先	
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊		一部 損壊
1 支給に関する支援 弔慰金・見舞金等の	(1)	災害弔慰金							福祉総務課  社会福祉課
	(2)	災害障害見舞金							
	(3)	災害見舞金	○	○	○	○			
	(4)	被災者生活再建支援金	○	○	○	解体に限る			
	(5)	義援金	浜松市義援金配分委員会にて決定します						こども若者政策課
2 住宅に関する支援	(6)	住宅の応急修理	○	○	○	○	○		住宅課
	(7)	障害物の除去				○			
	(8)	応急仮設住宅の供与（賃貸型）	○	○	○	○			
	(9)	市営住宅の一時使用	市営住宅の空き状況により利用可						
	(10)	消毒液の配布	○	○	○	○			生活衛生課 保健所浜北支所
3 各種減免等に関する支援	(11)	税・料・サービス利用料などの猶予・減免	個人市県民税の減免（所得金額等による条件あり）						市民税課
			固定資産税の減免						資産税課
			市税の徴収猶予						収納対策課
			国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予						国保年金課 中央福祉事業所 保険年金課 浜名福祉事業所 長寿保険課 天竜福祉事業所 長寿保険課
			介護保険料の減免・徴収猶予、介護保険サービス利用料の減免（所得金額による条件あり）						介護保険課 中央福祉事業所 長寿支援課 浜名福祉事業所 長寿保険課 天竜福祉事業所 長寿保険課
水道料金・下水道使用料の減免等						お客さまサービス課			
4 貸付 支援	(12)	災害援護資金の貸付け	○	○	○	○			福祉総務課 社会福祉課
	(13)	災害復旧資金の貸付け（事業者）							産業振興課

区分	No.	り災証明書等区分 支援制度	被害の程度					問い合わせ先	
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊		一部 損壊
5 その他 支援	(14)	災害廃棄物の処理手数料 の減免等	○	○	○	○	○	○	一般廃棄物 対策課
	(15)	被服、寝具その他生活必 需品の給与または貸与	○	○	○	○			区役所 行政センター
	(16)	学用品の給与	○	○	○	○			教育支援課
	(17)	災害に便乗した悪徳商法 等の相談	災害に便乗した悪徳商法等の相談 (浜松市民の方ならどなたでも)						

## 1. 弔慰金・見舞金等の支給に関する支援

### (1) 災害弔慰金

概要	対象者	問い合わせ先				
<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。</p> <p>死亡された方が以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>250万円</td> </tr> </table>	生計維持者	500万円	その他の者	250万円	<p>災害により死亡した方のご遺族</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者（同性パートナーを含む）、子、父母、孫、祖父母</li> <li>・兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）</li> </ul>	<p>福祉総務課 053-457-2326</p> <p>社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0173 西行政 053-597-1118 南行政 053-425-1460 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018</p>
生計維持者	500万円					
その他の者	250万円					

### (2) 災害障害見舞金

概要	対象者	問い合わせ先				
<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>障害を受けた方が以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>生計維持者</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>125万円</td> </tr> </table>	生計維持者	250万円	その他の者	125万円	<p>災害により以下の障害を受けた方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①両眼が失明したもの</li> <li>②咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められるもの</li> </ol>	<p>福祉総務課 053-457-2326</p> <p>社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0173 西行政 053-597-1118 南行政 053-425-1460 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018</p>
生計維持者	250万円					
その他の者	125万円					

### (3) 災害見舞金

概要	対象者	問い合わせ先												
<p>災害により被害を受けた方に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">人的被害の場合（1人あたり）</td> </tr> <tr> <td>死亡</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住家被害の場合（1世帯あたり）</td> </tr> <tr> <td>全壊または流出</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>2万円</td> </tr> </table>	人的被害の場合（1人あたり）		死亡	10万円	住家被害の場合（1世帯あたり）		全壊または流出	10万円	半壊	5万円	床上浸水	2万円	<p>災害による被害を受けた時点において、市内に住所を有する世帯の世帯主。死亡した場合はそのご遺族</p>	<p>福祉総務課 053-457-2326</p> <p>社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0176 西行政 053-597-1159 南行政 053-425-1485 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018</p>
人的被害の場合（1人あたり）														
死亡	10万円													
住家被害の場合（1世帯あたり）														
全壊または流出	10万円													
半壊	5万円													
床上浸水	2万円													

### (4) 被災者生活再建支援金

概要	対象者	問い合わせ先														
<p>災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯へ支援金を支給します。</p> <p>1.基礎支援金（被害の程度に応じて支給）</p> <table border="1"> <tr> <td>全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> </tr> <tr> <td>半壊かつ解体</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>※単身世帯の場合は3/4を乗じた金額</p> <p>2.加算支援金（再建方法に応じて支給）</p> <table border="1"> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸 （公営住宅除く）</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※単身世帯の場合は3/4を乗じた金額</p> <p>※中規模半壊の場合の加算支援金は1/2を乗じた金額</p>	全壊	100万円	半壊かつ解体	長期避難	大規模半壊	50万円	中規模半壊	-	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸 （公営住宅除く）	50万円	<p>居住する住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の（やむを得ず解体する場合）世帯</p>	<p>福祉総務課 053-457-2326</p> <p>社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0176 西行政 053-597-1159 南行政 053-425-1485 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018</p>
全壊	100万円															
半壊かつ解体																
長期避難																
大規模半壊	50万円															
中規模半壊	-															
建設・購入	200万円															
補修	100万円															
賃貸 （公営住宅除く）	50万円															

## (5) 義援金

概要	対象者	問い合わせ先
県および市が災害義援金を募集し、被災された方に支給します。	義援金の支給対象者や金額については、県及び市の配分委員会において決定します。	こども若者政策課 053-457-2795

## 2.住宅に関する支援

### (6) 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

概要	対象者	問い合わせ先										
<p>被災した住宅について、必要最小限度の応急修理、被害の拡大防止のための緊急修理に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。</p> <p>支給限度額（1世帯当たり）</p> <table border="1" data-bbox="161 768 627 1014"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="161 768 627 815">必要最小限度の応急修理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 815 368 862">半壊以上</td> <td data-bbox="368 815 627 862">739,000 円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 862 368 909">準半壊</td> <td data-bbox="368 862 627 909">358,000 円以内</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="161 909 627 956">被害拡大防止のための緊急修理</th> </tr> <tr> <td data-bbox="161 956 368 1014">準半壊以上</td> <td data-bbox="368 956 627 1014">53,900 円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより、居住が可能である場合は対象となります。</p> <p>※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。</p>	必要最小限度の応急修理		半壊以上	739,000 円以内	準半壊	358,000 円以内	被害拡大防止のための緊急修理		準半壊以上	53,900 円以内	<p>【必要最小限度の応急修理】</p> <p>以下①～③のすべての要件を満たす方</p> <p>①災害によりいずれかの住家被害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半壊もしくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理することができない方</li> <li>・大規模半壊の住家被害を受けた方</li> </ul> <p>②応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方</p> <p>③原則、応急仮設住宅を利用しない方</p> <p>【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】</p> <p>半壊もしくは準半壊以上の住家被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある方</p>	<p>住宅課（本庁） 053-457-2457</p> <p>北部都市整備事務所 （浜名区役所） 053-585-1163</p>
必要最小限度の応急修理												
半壊以上	739,000 円以内											
準半壊	358,000 円以内											
被害拡大防止のための緊急修理												
準半壊以上	53,900 円以内											

## (7) 障害物の除去（災害救助法適用の場合）

概要	対象者	問い合わせ先		
<p>災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物の除去に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。</p> <p>支給限度額（1世帯当たり）</p> <table border="1"> <tr> <td>半壊・ 床上浸水</td> <td>143,900円以内</td> </tr> </table> <p>※全壊の場合でも、応急修理を実施することにより、居住が可能である場合は対象となります。</p> <p>※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。</p>	半壊・ 床上浸水	143,900円以内	<p>災害によって半壊又は床上浸水した住宅であって、住居内又はその周辺（玄関など住宅の出入口に限る）に運ばれた土石、竹木などにより、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない世帯。</p> <p>※居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象です。住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象となります。</p>	<p>住宅課（本庁） 053-457-2457</p> <p>北部都市整備事務所 （浜名区役所） 053-585-1163</p>
半壊・ 床上浸水	143,900円以内			

※「応急仮設住宅の供与」制度と併用できません。

## (8) 応急仮設住宅の供与（災害救助法適用の場合）

概要	対象者	問い合わせ先
<p>【賃貸型応急住宅】</p> <p>災害により住まいを失った被災者に対して、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します。家賃等(上限額あり)を負担します。</p> <p>※賃貸型応急住宅のほか、建設型応急住宅を建設する場合があります。</p>	<p>住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方</p> <p>※半壊でも水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できないときは、国との協議で活用可能になる場合があります。</p>	<p>住宅課（本庁） 053-457-2457</p> <p>北部都市整備事務所 （浜名区役所） 053-585-1163</p>

※「障害物の除去」制度や「市営住宅の一時使用」と併用はできません。

## (9) 市営住宅の一時使用

概要	対象者	問い合わせ先
災害により住まいを失った被災者の方に、市営住宅の空き家を一時的な住まいとして提供します。一時使用は原則3ヶ月以内であり、家賃と敷金は免除します。	以下①～③のすべての要件を満たす方 ①住居の全壊等により居住する住宅がない方 ②自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方 ③災害救助法に基づく応急仮設住宅を利用しない方	住宅課（本庁） 053-457-2457  北部都市整備事務所 （浜名区役所） 053-585-1163

※「応急仮設住宅の供与」と併用はできません。

## (10) 消毒液の配布

概要	対象者	問い合わせ先
住宅が床上浸水した方に対し、原則自治会又は町内会を通じ、市（各区役所・行政センター等）から消毒液を提供します。	住宅が床上浸水した方	生活衛生課 053-453-6112 【管轄区】中央区 （三方原地区を除く） 保健所浜北支所 053-585-1398 【管轄区】浜名区、天竜区、中央区三方原地区

### 3.各種減免等に関する支援

#### (11)税・料・サービス利用料などの猶予・減免

申し出に応じて地方税・料・サービス利用料等の猶予や減免などを受けられる可能性があります。

項目	問い合わせ先	電話番号
個人市県民税（減免）	市民税課	053-457-2145
固定資産税（減免）	資産税課	053-457-2629
個人市県民税・固定資産税（徴収猶予）	収納対策課	053-457-2251
国民健康保険料	中央福祉事業所 保険年金課	053-457-2216
	東行政センター内（出先）	053-424-0183
	西行政センター内（出先）	053-597-1166
	南行政センター内（出先）	053-425-1582
	浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1125
	北行政センター内（出先）	053-523-2864
	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0021
後期高齢者医療保険料	中央福祉事業所 保険年金課	053-457-2053
	東行政センター内（出先）	053-424-0183
	西行政センター内（出先）	053-597-1166
	南行政センター内（出先）	053-425-1582
	浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1125
	北行政センター内（出先）	053-523-2864
	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0021
介護保険料 介護保険サービス利用料	中央福祉事業所 長寿支援課	053-457-2324
	東行政センター内（出先）	053-424-0184
	西行政センター内（出先）	053-597-1119
	南行政センター内（出先）	053-425-1572
	浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1122
	北行政センター内（出先）	053-523-2863
	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0065
上下水道料金	お客さまサービス課	053-474-7813

## 4.貸付支援

### (12)災害援護資金の貸付け

概要			問い合わせ先
災害により負傷または住居、家財に損害を受けた方の生活の立直しのための資金を貸付けします。			福祉総務課 053-457-2326
内容	世帯主におよそ1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合	社会福祉課 中央区 053-457-2051 東行政 053-424-0176 西行政 053-597-1159 南行政 053-425-1485 浜名区 053-585-1121 北行政 053-523-3111 天竜区 053-922-0018
家財の損害(1/3以上)及び住居に損害がない場合	150万円	—	
家財の損害(1/3以上)があり、かつ住居の損害がない場合	250万円	150万円	
住居が半壊した場合	270万円 350万円※	170万円 250万円※	
住居が全壊した場合	350万円	250万円 350万円※	
住居全体が滅失または流失した場合	—	350万円	
※被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ないとき、その他特別の事情がある場合は下段の金額となる。			

### (13)災害復旧資金の貸付け(事業者)

概要	対象者	問い合わせ先
被災した中小事業者等に、災害復旧に必要な運転資金、設備資金を貸し付けます。  融資限度額：5,000万円 融 資 利 率：1.9% 融 資 期 間：10年以内 (据置1年以内)	市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小事業者等で、浜松市から被災証明を受けたもの  ※激甚災害援助法又は災害救助法の適用を受けた場合は、県の静岡県中小企業災害対策資金の貸付を受けることができます。	産業振興課 053-457-2281

## 5.その他の支援

### (14) 災害廃棄物の処理手数料の減免等

概要	対象者	問い合わせ先
災害により発生した家庭から排出される連絡ごみや事業系一般廃棄物(市の処理施設に自己搬入されたもの)について処理手数料を減免します。	自然災害等によって発生した家庭および事業者から排出されるごみを処分する方	一般廃棄物対策課 053-453-0011

### (15) 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与（災害救助法適用の場合）

概要	対象者	問い合わせ先
住家の全壊等により日常生活を営むことが困難な方へ、被服等の生活必需品を給与又は貸与するため、避難所や各区役所等で生活必需品を配布します。	住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難となった方	区役所および行政センター 中央区 053-457-2210 東行政 053-424-0115 西行政 053-597-1112 南行政 053-425-1120 浜名区 053-585-1143 北行政 053-523-1168 天竜区 053-922-0016

### (16) 学用品の給与（災害救助法適用の場合）

概要	対象者	問い合わせ先
災害により自宅の床上浸水などにより、使用できなくなった教科書や正規の教材、文房具や通学用品などの現物を支給します。 ※幼稚園児、専門学校生、大学生等は除く	災害により自宅が全壊、流失、半壊又は床上浸水による損害・損傷等によって学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校、中学校、高等学校等の児童生徒	在籍している学校 教育支援課 053-457-2406

## (17) 災害に便乗した悪質商法等の相談

概要	対象者	問い合わせ先
<p>災害時には、屋根の点検をきっかけに高額な工事を契約させられる、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と保険金を口実に勧誘してくるなど、災害に便乗した悪質商法が多数発生します。</p> <p>お困りの際は、一人で悩まずご相談ください。</p>	浜松市民の方ならどなたでも	くらしのセンター (消費生活センター) 053-457-2205

## 6.浜松市以外の災害支援制度一覧

### 国・県税の特別措置

申し出に応じて国税・県税の軽減や猶予などの特別措置を受けられる可能性があります。

対象の税の種類	問い合わせ先	電話番号
所得税及び復興特別所得税	浜松西税務署	053-555-7111
	浜松東税務署	053-458-1111
国民年金保険料	浜松西年金事務所	053-456-8511
	浜松東年金事務所	053-421-0192
個人事業税	浜松財務事務所	053-458-7142
不動産取得税		053-458-7146
自動車税（種別割）		053-458-7132
自動車税（環境性能割）		053-421-4543

### その他

申し出に応じて料金の軽減や猶予などの特別措置や各種相談（法律・トラブルなど）を受けられる可能性があります。

内容	問い合わせ先	電話番号
電気料金の特別措置	中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター	0120-921-697
NHK 放送受信料の免除	NHK 静岡放送局 経営管理企画センター 視聴者グループ	054-654-5200
弁護士 無料法律相談 （被災された方の無料電話相談）	静岡県弁護士会	053-455-3009
司法書士会 無料法律相談 （被災された方の無料電話相談）	静岡県司法書士会	054-289-3704
行政書士会 （り災証明書の交付申請支援）	静岡県行政書士会	054-254-3003
災害ボランティア相談窓口 （被災された方の各種ニーズ相談）	浜松市社会福祉協議会 ボランティアセンター	053-457-7011

内容	問い合わせ先	電話番号
住宅に関する相談 (被災住宅の補修や再建の相談)	住まいるダイヤル	0570-016-100 03-3556-5147
事業者向け相談 (中小企業・小規模事業者向け相談)	浜松商工会議所 浜北商工会 浜名商工会 奥浜名湖商工会 天竜商工会	053-452-1111 053-586-2171 053-592-3111 053-523-0713 053-925-5151

## 7.問い合わせ先リスト

### 支援制度に関する問い合わせ先

課	電話番号	課	電話番号
(地域福祉)		(国民健康保険)	
中央福祉事業所 社会福祉課	053-457-2051	中央福祉事業所 保険年金課	053-457-2216
東行政センター内	053-424-0176	東行政センター内	053-424-0183
西行政センター内	053-597-1159	西行政センター内	053-597-1166
南行政センター内	053-425-1485	南行政センター内	053-425-1582
浜名福祉事業所 社会福祉課	053-585-1121	浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1125
北行政センター内	053-523-3111	北行政センター内	053-523-2864
天竜福祉事業所 社会福祉課	053-922-0018	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0021
(証明書・弔慰金等)		(後期高齢者医療保険)	
福祉総務課	053-457-2326	中央福祉事業所 保険年金課	053-457-2053
産業振興課	053-457-2281	東行政センター内	053-424-0183
農業振興課	053-457-2331	西行政センター内	053-597-1166
子ども若者政策課	053-457-2795	南行政センター内	053-425-1582
(住宅)		浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1125
住宅課	053-457-2457	北行政センター内	053-523-2864
北部都市整備事務所	053-585-1163	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0021
生活衛生課	053-453-6112	(介護保険)	
保健所浜北支所	053-585-1398	中央福祉事業所 長寿支援課	053-457-2324
(減免等)		東行政センター内	053-424-0184
市民税課	053-457-2145	西行政センター内	053-597-1119
収納対策課	053-457-2251	南行政センター内	053-425-1572
資産税課	053-457-2629	浜名福祉事業所 長寿保険課	053-585-1122
国保年金課	053-457-2637	北行政センター内	053-523-2863
介護保険課	053-457-2374	天竜福祉事業所 長寿保険課	053-922-0065
(被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与)		(その他)	
中央区	053-457-2210	お客さまサービス課	053-474-7813
東行政センター内	053-424-0115	一般廃棄物対策課	053-453-0011
西行政センター内	053-597-1112	教育支援課	053-457-2406
南行政センター内	053-425-1120	くらしのセンター (消費生活センター)	053-457-2205
浜名区	053-585-1141		
北行政センター内	053-523-1112		
天竜区	053-922-0011		

## 消防の問い合わせ先

火災が原因によるり災証明書に関する問い合わせ先です。

部署	電話番号
○中消防署	053-475-7561
鴨江	053-452-1215
相生	053-461-0221
高台	053-472-1605
富塚	053-473-7119
曳馬野	053-438-0119
○東消防署	053-460-0119
上石田	053-433-0119
有玉	053-434-0519
○西消防署	053-592-0134
庄内	053-487-0293
湖東	053-486-3751
大平台	053-484-0119
○南消防署	053-442-0119
芳川	053-425-4019
白脇	053-441-4499
○北消防署	053-527-0119
三ヶ日	053-525-1171
引佐	053-544-0541
○浜北消防署	053-586-0119
赤佐	053-588-2296
○天竜消防署	053-922-0119
春野	053-983-0119
佐久間	053-965-0119
水窪	053-982-0119

## その他災害に関する問い合わせ

### ➤ 災害に関する問い合わせ

危機管理課 ☎053-457-2537

### ➤ 道路等の危険箇所に関する問い合わせ・相談

#### 【中央土木整備事務所】

☆を除く中地域・南地域 ☎ 053-457-1018  
東地域 ☎ 053-424-0165  
西地域 ☎ 053-597-1129  
☆三方原・萩丘地区 ☎ 053-436-2551

#### 【浜名土木整備事務所】

★都田・新都田・細江・引佐地区 ☎ 053-523-2970  
★を除く浜北地域 ☎ 053-585-1113  
三ヶ日地域 ☎ 053-523-8888

#### 【天竜土木整備事務所】

天竜・龍山地区 ☎ 053-926-1561  
春野地区 ☎ 053-983-0003  
佐久間地区 ☎ 053-966-0003  
水窪地区 ☎ 053-982-0007

### ➤ 災害廃棄物の処理に関する問い合わせ・相談


一般廃棄物対策課 ☎053-453-0011

### ➤ 水害時の衛生対策や消毒方法に関する問い合わせ・相談

【中央区】 生活衛生課 ☎053-453-6112

【浜名区、天竜区】 保健所浜北支所 ☎053-585-1398

## 8.参考・関連リンク

<p>➤ 浜松市ホームページ「被災者支援に関する各種制度について」 <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/shien/shiensaku_202311.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/shien/shiensaku_202311.html</a></p> <p>各種支援制度について、浜松市ホームページに掲載しています。</p>	
<p>➤ 内閣府 被災者支援（防災情報のページ） <a href="https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html">https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html</a></p> <p>PDF 資料「被災者支援に関する各種制度の概要」にて、各種被災者支援制度が掲載されています。</p>	
<p>➤ 静岡県弁護士会ホームページ <a href="https://www.s-bengoshikai.com/">https://www.s-bengoshikai.com/</a></p> <p>よくあるご質問やご相談、被災された方に知っていただきたい支援制度をまとめた「静岡県弁護士会ニュース」が掲載されています。</p>	
<p>➤ 震災がつなぐ全国ネットワーク <a href="https://shintsuna.org/tools/">https://shintsuna.org/tools/</a></p> <p>過去の災害の経験をもとに作成された、災害時に役立つ情報をまとめた冊子が掲載されています。</p>	

令和8年4月1日更新